

障がい者相談支援体制について（案）

1. 大阪市の障がい者相談支援体制について

平成 24 年度より、各区 1 ヶ所ずつに「区障がい者相談支援センター」、市内 1 ヶ所に「基幹相談支援センター」を設置

区障がい者相談支援センター

福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助など、障がい者福祉に関する各般の問題につき、障がい者やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の相談支援を行う。


基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援や、相談支援体制強化の取組、相談支援事業者への専門的な指導助言・人材育成、地域の相談機関との連携強化、地域移行・地域定着の取組などを行う。

※本市では各区障がい者相談支援センターの統括・後方支援を行うとともに、相談支援専門員に対する研修、ピアカウンセラーの養成・紹介、その他権利擁護のために必要な援助などを行う。

2. 障がい者相談支援を取り巻く課題について

- ・障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス受給者数の増加など支援対象者の増加
- ・施設や精神科病院等から地域生活への移行の一層の推進
- ・福祉課題が複雑化、多様化、深刻化するなか、複合課題への対応のため、高齢分野や生活困窮分野等の他相談支援機関等との施策横断的な連携の増加
- ・福祉課題に的確に対応できる人材の育成、確保 等



地域における相談支援の中核となる区障がい者相談支援センターの担う役割が増加しており、この間の業務を通じてノウハウの蓄積、支援力の向上が図られているが、現行の区障がい者相談支援センターがより一層地域に密着して課題へ的確に対応できるような体制の確保が必要

3. 平成30年度からの障がい者相談支援体制について

①区障がい者相談支援センター

区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけ、体制強化を図りながら、地域生活支援拠点機能を面的に整備するうえでの中心的な役割を担う。

②基幹相談支援センター

これまで基幹相談支援センターが担ってきた、区障がい者相談支援センターの統括・後方支援機能を廃止し、専門的研修業務など集約して行うことが効果的な業務を実施する。

《イメージ図》

